

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日、  
当日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険薬局の指定の辞退（保険課）

旧慣使用林野整備計画の認可（森林保全課）

土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（〃）

都市計画事業の認可（二件）（〃）

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（〃）

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨（二件）

政治団体の解散の届出

◇ 雑 報

消防設備士試験の実施（消防防災課）

## 告 示

鳥取県告示第五百五十号

次のとおり保険薬局の指定の辞退があったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
合資会社川人薬局	米子市茶町六九	平成四年六月二十六日

鳥取県告示第五百五十一号

江府町長から申請のあった下蚊屋地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成四年六月六日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（五工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年三月三十一日 鳥取県指令受都計三一二第四十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字旧道西二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市富益町一二七三

山崎一朗

鳥取県告示第五百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十月二十五日 鳥取県指令受鳥土維第五百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字下ノ出口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目六五―二

岡田忠美

鳥取県告示第五百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 二・二・五十二号 堀川公園

三 事業施行期間

平成四年六月十二日から平成五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第五百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 三・三・七号 錦海公園

三 事業施行期間

平成四年六月十二日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第五百五十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表西伯町農業協同組合の項中「東町出張所」を「ニュータウン支所」に改める。

鳥取県告示第五百五十八号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成四年六月七日	八頭郡智頭町大字智頭一五三四一三	株式会社山陰合同銀行智頭東支店
"	東伯郡東伯町大字徳万四九二一五	株式会社山陰合同銀行浦安駅前支店
"	境港市上道町一八五五一七	株式会社山陰合同銀行境中央支店

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定

に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
井上幸喜後援会	山縣 重雄	井上 蓉子	鳥取市松並町一丁目一四七	平成四年四月十三日	その他政治団体
角谷敏男後援会	貞光 信之	長田 明	鳥取市雲山四八一三	平成四年四月二十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党中山町支部	会計責任者の氏名	石賀 節子	松信多菜子	平成四年四月三日	政党の支部

平林鴻三福部後援会	主たる事務所 の所在地	岩美郡福部村 大字左近一四	岩美郡福部村 大字湯山九一	平成四年 四月一日	その他 の政治 団体
"	代表者の氏名	田邨万寿男	森尾 宇平	"	"
"	会計責任者の 氏名	山本 義朗	安田 猛	"	"
高塚秀樹後援会	主たる事務所 の所在地	倉吉市八屋一 九五―二	倉吉市八屋一 五〇―四	平成四年 四月十四日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成四年六月十二日

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 平成2年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 中村卓朗後援会

報告年月日 平成4年4月10日

収入・支出の総額

1 収入総額

2 支出総額

政治団体の名称 井上幸喜後援会

報告年月日 平成4年4月13日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

83,876円

1 本年収入額 2,057,516円

(2) 支出総額 2,053,116円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

個人の負担する党費又は  
会費(100人) 200,000円

寄附(内訳別掲)

個人からの寄附 1,855,000円

その他の収入

10万円未満の収入 2,516円

合 計 2,057,516円

〔寄附の内訳〕

個人からの寄附

(寄附者の氏名)(金額)(住所)  
井上幸喜 1,500,000円 鳥取市

その他 355,000円

(2) 支出の内訳

経常経費

人件費 100,000円

光熱水費 2,732円

備品・消耗品費 35,929円

事務所費 134,900円

小 計 273,561円

政治活動費

組織活動費 281,135円

選挙関係費 1,300,000円

機関紙誌の発行  
その他の事業費 85,500円

宣伝事業費 85,500円

その他の経費 112,920円

小 計 1,779,555円

合 計 2,053,116円

政治団体の名称 武田実後援会

報告年月日 平成4年4月14日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 49,924円

ア 前年繰越額 49,924円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 49,924円

2 支出の内訳

政治活動費

寄附・交付金 49,924円

合 計 49,924円

政治団体の名称 みどりと文化で豊

かなまちづくりの  
会

報告年月日 平成4年4月15日

収入・支出の総額	前年繰越額	423,353円
1 収入総額 0円	1 本年収入額 0円	
2 支出総額 0円	2 支出の内訳 423,353円	
政治団体の名称 田村繁夫後援会		
報告年月日 平成 4 年 4 月 16 日		
1 収入・支出の総額	寄附・交付金	423,353円
(1) 収入総額 423,353円	合 計	423,353円
<p>鳥取県選挙区選挙区長選挙三十回中                      選挙資金課正班（選挙二十三回中選挙区百六十回中）選挙三十回中選挙区一回の選挙                      正の期に於て、政治団体の収入と題する選挙費の課税を免れたので、同区選                      二十回中一回の課税と云ふこと、その課税を免れたので、同区選中。</p> <p>平成四年六月十二日                      鳥取県選挙区選挙区長選挙区長選挙課長 坂 田 義 雄 郎</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨</p>		
◎その他の政治団体	収入・支出の総額	0円
政治団体の名称 塩出啓典鳥取後援会	1 収入総額	0円
報告年月日 平成 4 年 4 月 8 日	2 支出総額	0円
(平成 4 年 4 月 5 日解散)		

  

政治団体の名称 中村卓朗後援会	報告年月日 平成 4 年 4 月 10 日	収入・支出の総額 (平成 4 年 3 月 31 日解散)
1 収入総額 0円	2 支出総額 0円	
政治団体の名称 井上幸喜後援会		
報告年月日 平成 4 年 4 月 13 日		
(平成 3 年 12 月 31 日解散)		
1 収入・支出の総額	1 収入総額 353,700円	
(1) 収入総額 353,700円	2 前年繰越額 88,276円	
1 本年収入額 265,424円	(2) 支出総額 353,700円	
2 収入・支出の内訳	(1) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は 会費 (110人) 220,000円	寄附 (内訳別掲)	
個人からの寄附 43,500円	その他の収入 1,924円	
10万円未満の収入 1,924円	合 計 265,424円	

  

政治団体の名称 武田実後援会	報告年月日 平成 4 年 4 月 14 日	収入・支出の総額 (平成 4 年 4 月 10 日解散)
1 収入総額 0円	2 支出総額 0円	
<p>【寄附の内訳】</p> <p>個人からの寄附 43,500円</p> <p>その他</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>事務所費 19,300円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 267,500円</p> <p>機関紙誌の発行 その他の事業費 45,000円</p> <p>宣伝事業費 45,000円</p> <p>その他の経費 21,900円</p> <p>小 計 334,400円</p> <p>合 計 353,700円</p>		

政治団体の名称 **みどりと文化で豊かなまちづくりの会**

報告年月日 平成4年4月15日  
(平成3年12月31日解散)

収入・支出の総額  
1 収入総額 0円  
2 支出総額 0円

政治団体の名称 **田村繁夫後援会**

報告年月日 平成4年4月16日  
(平成4年4月14日解散)

収入・支出の総額  
1 収入総額 0円  
2 支出総額 0円

政治団体の名称 **石破しげる東部後援会**

報告年月日 平成4年4月22日  
(平成4年3月31日解散)

収入・支出の総額  
1 収入総額 0円  
2 支出総額 0円

政治団体の名称 **石破しげる八頭郡後援会**

報告年月日 平成4年4月22日  
(平成4年3月31日解散)

収入・支出の総額  
1 収入総額 0円  
2 支出総額 0円

政治団体の名称 **角谷敏男後援会**

報告年月日 平成4年4月22日  
(平成4年4月22日解散)

収入・支出の総額  
1 収入総額 0円  
2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
塩出啓典鳥取後援会	今石 三男	今石 三男	鳥取市宮長二〇五 一二八	平成四年 四月八日	その他 の政治 団体
中村卓朗後援会	雑賀 勲	中村 哲朗	西伯郡会見町高姫 七三四	平成四年 四月十日	
井上幸喜後援会	山縣 重雄	井上 蓉子	鳥取市松並町一丁 目二八二一	平成四年 四月十三日	
武田実後援会	西垣 正温	森田 豊美	岩美郡国府町大字 宮下一九一	平成四年 四月十四日	
みどりと文化で豊かなまちづくりの会	坂本 朝子	藤原 栄喜	倉吉市昭和町一丁 目一一八	平成四年 四月十五日	
田村繁夫後援会	田村 祐吉	山西 修治	米子市富士見町二 丁目一〇〇	平成四年 四月十六日	
石破しげる東部後援会	山本 昇造	金子 英夫	鳥取市戎町四一九	平成四年 四月二十 二日	
石破しげる八頭郡後援会	小林 実	石破 英治	八頭郡郡家町大字 花二六八	"	
角谷敏男後援会	貞光 信之	長田 明	鳥取市雲山四八一	"	

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第83条の12第1項の規定により公示する。

平成4年6月12日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 憲 永 告

1 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験
  - (2) 乙種消防設備士試験
- 2 試験の日時及び場所
- (1) 日 時

区 分	日	時
甲種第4類、第5類	平成4年8月23日（日）	9時から
乙種第4類、第5類、第6類、第7類	”	”
甲種第1類、第2類、第3類	平成4年8月23日（日）	13時15分から
乙種第1類、第2類、第3類	”	”

(2) 場 所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂  
米子市東福原1210-1 米子産業体育館

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

(2) 受験願書受付期間

平成4年6月22日（月）から同年7月10日（金）まで（郵送の場合  
は、7月10日（金）までの消印のあるものに限り返付される。）

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験にあっては5,000円、乙種消防設備士試験にあっては3,400円を、所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

(2) 問合せ先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部  
(電話0857-26-8389)